

「地方創生」「人口の社会増」に向けた取り組みについて

1. 基本的な考え方

「地方創生」「人口の社会増」に向け、庁内推進体制の整備を図るとともに5つの重点分野（子育て、教育、雇用、住宅、若者チャレンジ）において、新たな事業や既存事業を効果的・効率的に取り組むとともに、キャリア教育を通じた「子どもチャレンジ」、志のある若者による「若者チャレンジ」、これまでの地域自主組織による「大人チャレンジ」のチャレンジの連鎖により課題解決先進地をめざし、プラチナ社会の実現に取り組めます。

2. 庁内推進体制の整備（平成27年4月1日～）

（1）人口対策及び地方創生に向けた体制整備

人口及び地方創生に係る課題について、全庁的な連携体制により対策を推進するため、これまで政策戦略会議において審議、決定していましたが、平成27年度からの推進体制の見直しにあわせ、雲南市人口対策本部兼地方創生対策本部を設置します。

（2）子育て支援対策の体制整備

子どもの成長に応じた切れ目のない支援を提供できる一元的な組織として、新たに「子ども政策局」を設置し、「子ども政策課」と「子ども家庭支援課」を設けます。併せて、教育委員会及び健康福祉部の体制見直しを行います。

（3）移住・定住推進のための体制整備

移住・定住に関する総合相談窓口として、住居情報、就業情報及び生活基盤の情報などの問い合わせに一元的に対応するため、新たに政策企画部内に「うんなん暮らし推進課」を設置します。

（4）産業振興センターの機能拡充に向けた体制整備

産業振興センターに、起業や事業承継サポートを行う専門家を配置することなどの機能強化を図り、雇用創出の「ワンストップ窓口」をめざします。

3. 人口の社会増に向けた新規・拡充事業

（1）人口の社会増に向けた新規・拡充事業費（平成27年度予算ベース）※3月補正予算（繰越予定分）含む

（単位：千円）

分野	新規・拡充事業費 (A)+(B)			うちH27.3月補正 予算分(A) ※地方創生先行型(基 礎交付見込分)	うちH27当初予算 分(B)
		うち新規分	うち拡充分		
子育て	146,685	116,141	30,544	0	146,685
教育	53,652	46,595	7,057	41,770	11,882
雇用	55,059	35,000	20,059	0	55,059
住宅	34,715	27,215	7,500	0	34,715
若者チャレンジ	49,970	49,970	0	23,000	26,970
共通項目	26,450	4,600	21,850	4,600	21,850
合計	366,531	279,521	87,010	69,370	297,161

※(A)については、全額繰越予定。

※子育て分野の事業費には歳入の減額見込み含む。

（2）分野ごとの主な事業

○子育て分野

子育てに伴う経済的負担の軽減を図るとともに、児童・幼児受入施設の確保など安心して子育てできる環境づくりに取り組みます。

- ①【拡充】子ども医療費助成事業[事業費 148,989 千円 うち拡充事業費：27,478 千円]
0歳から小学校6年生までの医療費自己負担分の無料化を、義務教育終了までに拡充します。
- ②【新規】第3子以降保育料無料化（保育所）事業[事業費：〔歳入〕▲13,545 千円]
18歳未満の子どもが3人以上いる世帯のうち、当該世帯の第3子以降の児童にかかる保育所保育料を無料とします。
- ③【新規】第3子以降保育料無料化（幼稚園）事業[事業費：〔歳入〕▲3,120 千円]
18歳未満の子どもが3人以上いる世帯のうち、当該世帯の第3子以降の幼児にかかる幼稚園保育料を無料とします。
- ④【新規】保育所施設整備補助事業[事業費：79,721 千円]
高まる保育ニーズに対応し、子育てしやすい環境の整備を進めるため、社会福祉法人が保育所施設を整備する費用の一部を補助します。
- ⑤【新規】認定こども園推進事業[事業費：15,455 千円]
質の高い幼児期の学校教育・保育ニーズへの対応として、認定こども園化に向けた施設改修等を行います。
- ⑥【新規】病後児保育施設整備事業[事業費：4,300 千円]
病気回復期に一時的に預かる施設を三刀屋町内に開設するため施設改修を行います。
- ⑦【拡充】子育て支援センター運営事業[事業費：7,238 千円 うち拡充事業費：1,171 千円]
共働きの保護者が子育てに関する相談を行うほか、同年代の子どもをもつ保護者相互の交流機会の充実のため、斐伊保育所に併設する子育て支援センターの土曜日一日開所を行います。
- ⑧【拡充】不妊治療費助成金事業[事業費：4,910 千円 うち拡充事業費：1,895 千円]
不妊治療を受けている夫婦に対し、治療に要する経費のうち一般不妊治療費助成の拡充を行います。一般不妊治療費助成上限金額 30 千円⇒100 千円

○教育分野

自立した大人になるためのキャリア教育を推進し、知徳体のバランスの向上を図る中、学力の向上対策に積極的に取り組みます。

- ①【新規】キャリア教育推進事業[事業費：41,770 千円] ※地方創生3月補正予算計上
○NPO法人との協働によるキャリア教育の推進
NPO法人や大学生インターンの人材を活用し、雲南市独自のキャリア教育の発展・拡充を図ります。また、NPO法人が持つノウハウ等を活用し、不登校をはじめ様々な困難さを抱えている子どもへの各種プログラムの提供・個別のケア・居場所づくりを行います。
○スーパーティーチャー活用事業
市内小中学校の教職員の指導力向上を図るとともに、児童生徒の学力向上に向けた特別授業等を行うために、スーパーティーチャーを配置します。
- ②【拡充】特別支援教育推進事業[事業費：7,057 千円]

子ども家庭支援センター（仮称）を設置し、教育・保健・福祉・医療の関係機関等との連携・協働によるコーディネート機能を発揮させ、乳幼児期からの子どもの発達や、虐待、不登校及び就労の支援を行います。

③【新規】ICTを活用した学習推進調査研究事業[事業費：3,200千円]

学力向上を図るため、タブレット端末等のICT機器を効果的に活用した授業について、小学校1校で調査研究を行います。

④【新規】土曜日の教育支援事業[事業費：1,625千円]

学生、社会人、地域の大人が連携・協働しながら、子どもたちの発達段階に応じた体験学習プログラムや補習授業の実践に取り組みます。

○雇用分野

企業誘致や地域内での地場産業の振興等に加え、起業・事業承継の支援を行い、地域の活力を生み出す産業振興に取り組みます。

①【拡充】産業振興センター運営事業[全体事業費 26,933千円 うち拡充事業費：20,059千円]

産業振興センターに、起業や事業承継サポートを行う専門家を配置し、企業誘致や起業等による雇用創出を図ります。機能強化を図る新たな産業振興センターは、雲南市のビジネスの最前線を意味する「U-Biz（ユービズ）」の愛称を検討しています。

②【新規】神原企業団地整備事業[事業費 35,000千円]

神原企業団地の平成30年度の方譲開始に向けた、国道54号からの幹線道路の用地調査・取得及び松江自動車道へのスマートIC設置に向けた調査検討を行います。このほか、雲南市土地開発公社において、幹線道路の整備にあわせて南加茂企業団地拡張事業の検討を行うこととしています。

○住宅分野

子育て世帯のマイホーム建設の促進やUターン者の拡大、定住促進に向けて、住まいの建設や確保などに関する支援の充実などに取り組みます。

①【新規】子育て世帯定住宅地貸付事業[事業費：20,215千円]

住宅を建設し、定住しようとする子育て世帯に市有宅地を25年間普通貸与し、貸与期間満了後は無償譲渡します。宅地は、公社所有宅地を取得します。

②【新規】子育て世帯定住宅地購入支援事業[事業費：6,000千円]

市内に定住しようとする子育て世帯が住宅を建築することを目的に、民間売買により宅地を購入する場合、購入費に対し補助を行います。補助上限額500千円（補助率1/10）

③【新規】定住促進住宅（木次東・加茂中団地）の入居者支援事業[事業費：0千円]

定住促進住宅（木次東・加茂中団地）の家賃見直しを行うとともに、市外から転入する子育て世帯について、子どもの人数に応じ家賃減額制度を導入します。

④【新規】子育て世帯に対する固定資産税課税免除制度[事業費：0千円]

子育て世帯が住宅を新築又は購入した場合、既存免除制度を2年間延長し5年、若しくはUIタ

ーン者と市内事業者の施工の場合は7年間課税を免除します。

⑤【拡充】空き家改修補助事業[事業費：10,000千円 うち拡充事業費：7,500千円]

空き家へ居住を希望する移住者に対し、改修に係る助成予算を拡充することにより移住者の増加を促進します。補助上限額 500 千円（補助率 1/2）

⑥【新規】空き家片付け助成事業[事業費：1,000千円]

移住者の受け入れに必要となる空き家確保のため、新たに空き家の片付けに要する費用に対し補助を行います。補助上限額 50 千円（補助率 1/2）

○若者チャレンジ分野

地域課題解決に向け、課題解決型人材の育成・確保をすすめるとともに、若者たちが課題解決にチャレンジしやすい環境づくりに取り組みます。

①【新規】中間支援組織育成・確保事業[事業費：23,000千円] ※地方創生3月補正予算計上
若者チャレンジを促進するため、多様なネットワークと専門スキルをもつ人材を中間支援組織に誘致するとともに、地域課題解決型のビジネスモデルを創出するための実践型研修プログラムを実施します。

②【新規】ノウハウ移転推進事業[事業費：16,200千円]

若者のチャレンジを事業レベルまで引き上げるための資金調達や収益事業化の仕組みづくりを行うため、都市部人材を活用し、専門ノウハウ・スキルの習得（ノウハウ移転）を図ります。

③【新規】大学機関と連携した人材育成事業[事業費：1,000千円]

大学機関と連携し、実社会で求められる課題解決力を身につける学びと成長を意図した長期フィールドワーク学習を中心とした授業カリキュラムを開発します。

④【新規】地域医療人材の誘致・育成事業[事業費：1,250千円]

医療系NPO法人と連携した医師長期研修プログラムに取り組み、地域医療を志す若手医療人材の誘致・育成に取り組みます。

⑤【新規】地域づくり応援人材配置事業[事業費：8,520千円]

地域課題解決に向け、希望する地域自主組織に、地域が求める若手人材を配置し、地域の課題解決と地域単位での定住化をめざします。

○その他関連事項

①【新規】地方創生総合戦略推進事業[事業費：4,600千円] ※地方創生3月補正予算計上

地方創生総合戦略の推進を図るため、外部アドバイザーの配置等を行います。

②【拡充】子育て支援等情報発信事業[事業費：8,000千円]

子育て等に関する様々な情報を分かりやすく伝えるため、子育て支援サイトの開設やスマートフォンアプリを開発し、積極的な情報発信を行います。

③【拡充】定住対策促進事業[事業費：24,117千円 うち拡充事業費：10,427千円]

人口の社会増に向け、移住者への情報発信や定住推進員の増員による受入体制の強化を図る。また、三日市シェアオフィスの活用による多様な人材との交流や移住ツアーイベントによる交流を進めます。

④【拡充】独身男女の出会いの場創出補助事業[事業費：1,000千円]

結婚対策として、独身男女の出会いの場創出イベントや婚活センスアップセミナー開催に対す

る助成を行います。

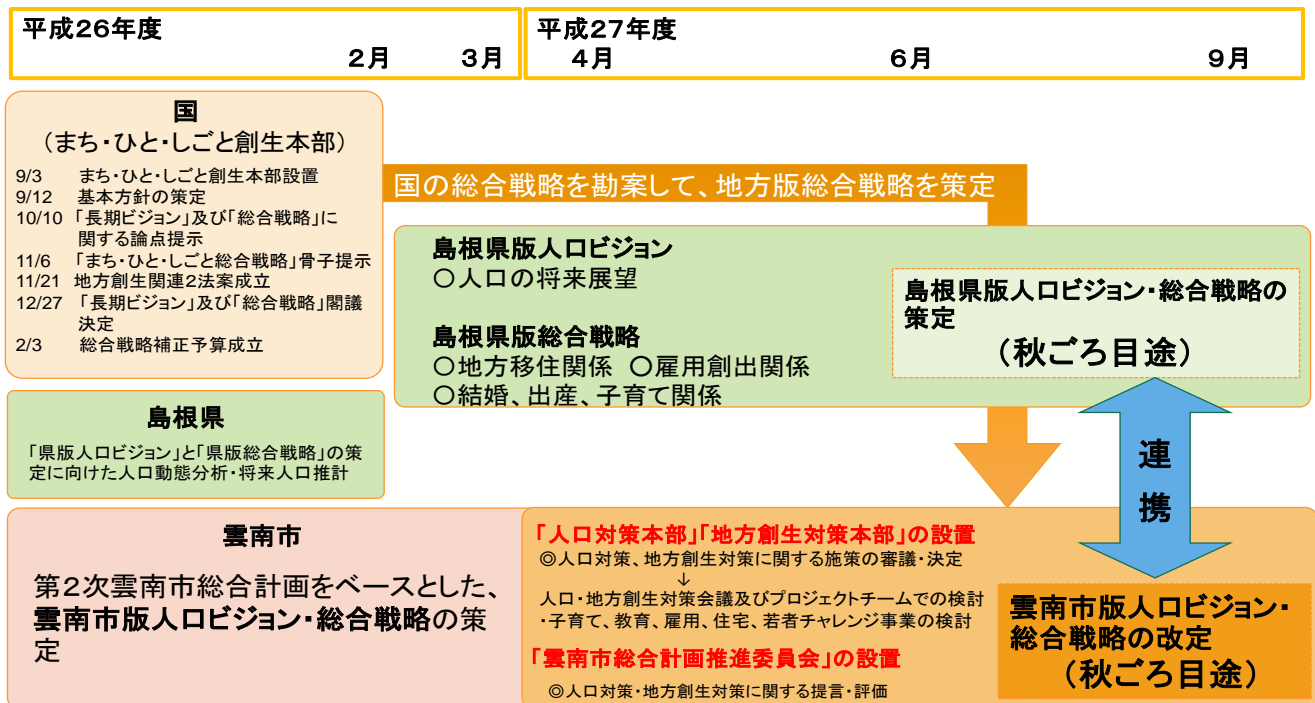
⑤【拡充】小規模多機能自治推進事業[事業費：2,423千円]

持続可能な地域づくりに向け、小規模多機能自治の様々な課題への対応策、施策提言などを全国のネットワークにより協議していきます。

4. 総合計画や地方創生に関する検証

第2次雲南市総合計画や地方創生の取り組みに関する検証や提言を頂く「雲南市総合計画推進委員会」を設置します。

5. 雲南市版「人口ビジョン」・「地方版総合戦略」の策定の流れ

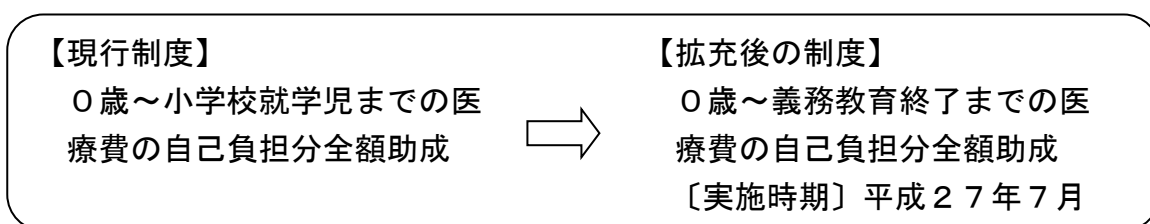


子ども医療費助成事業の拡充について

1. 子ども医療費助成事業の概要

雲南市はこれまで「子育てするなら雲南市」を目指し、子育て支援の充実を重点施策として取り組み、乳幼児等医療費助成、保育料の軽減等により子育て世帯の経済的支援を図ってきました。特に、子ども医療費助成事業（旧乳幼児等医療費助成事業）は、雲南市誕生以来制度改正を重ね、平成25年度からは小学校に就学する児童の医療費（自己負担）の無料化を実現してきました。

平成27年度の予算編成に当たり、「雲南市次世代育成支援行動計画【後期計画】」（目標年次平成26年度）に掲げられている子ども医療費助成事業の拡充について次のとおり実施します。



※出生した日から【現行：満12歳 ⇒ 拡充後：満15歳】に達する日以後の最初の3月31日までの間

【対象生徒数見込】 1,080人

【扶助費見込】 24,000千円（7月以降分：18,000千円）

【審査手数料見込】 1,100千円（7月以降分：800千円）

2. 県内各市町村の医療費の自己負担の状況（平成26年7月現在）

	無 料 化	助 成
高校卒業まで	吉賀町	
義務教育終了まで	大田市、奥出雲町、飯南町、美郷町 邑南町、津和野町、西ノ島町 知夫村計8市町村	川本町
小学校終了まで	松江市、雲南市	浜田市、益田市、安来市
小学校3年生まで	(安来市)	
就学前まで	出雲市、江津市	海士町、隠岐の島町

※奥出雲町の小中学生については、22歳以下を3人以上有する世帯が対象

※助成は、安来市は入院15,000円、他市町は入院2,000円、通院1,000円の一部負担あり

雲南市子ども医療費助成事業(旧乳幼児等医療費助成事業)の拡充の経過

(表中の割合及び額は1医療機関当たり的一部負担金の月額上限額を示す。)

		H16年11月～ (乳幼児等医療費)	H17年10月～	H18年4月～	H21年4月～	H22年4月～	H22年12月～	H25年7月～ (子ども医療費)	H27年7月～	H27/4/1 時点対象 予定者数	
市子ども医療費助成事業	3歳未満	総医療費の1割 入院+通院:1,000円 薬局等: 0円 ※県制度と同じ	総医療費の1割 入院:2,000円 通院:1,000円 薬局等: 0円 ※県制度と同じ	総医療費の1割 入院:2,000円 通院:1,000円 薬局等: 0円	総医療費の1割 入院:2,000円 通院:1,000円 薬局等: 0円	入院:0円 通院:0円 薬局等:0円	入院:0円 通院:0円 薬局等:0円	入院:0円 通院:0円 薬局等:0円	入院:0円 通院:0円 薬局等:0円	1,740人	
	3歳以上 就学前	入院:1割負担 (15,000円) ※県制度と同じ	総医療費の1割 入院:15,000円 通院: 8,000円 薬局等:1割負担 ※県制度と同じ								総医療費の1割 入院:2,000円 通院:1,000円 薬局等: 0円
	小学生										1,910人
	中学生										1,080人
計 4,730人											
療費乳 助幼 成児 制等 度医	3歳未満	総医療費の1割 入院+通院:1,000円 薬局等: 0円	総医療費の1割 入院:2,000円 通院:1,000円 薬局等: 0円	→			総医療費の1割 入院:2,000円 通院:1,000円 薬局等: 0円	→			
	3歳以上 就学前	入院:1割負担 (15,000円)	総医療費の1割 入院:15,000円 通院: 8,000円 薬局等:1割負担								

*県乳幼児等医療費助成制度は、本人負担額から表の一部負担金を控除した額を助成する。

第3子以降保育料無料化について

【県内の現状】

■第3子以降保育料の軽減状況（詳細は裏面参照）

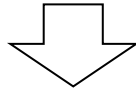
雲南市は、18歳未満の児童が3人以上いる世帯でかつ3歳未満児に限り1/2軽減。

県内8市の中では、対象児童の捉え方が異なるものの、3歳未満児の無料化が4市、3歳以上児の無料化が3市となっている。

【雲南市第3子以降保育料軽減の拡充内容】

■現行：第3子以降保育料軽減事業（保育所入所児童のみ）

保護者等が現に養育している満18歳未満の児童が3人以上いる世帯のうち当該世帯の3人目以降の児童で、かつ、入所日の属する年度の4月1日において満3歳に達していない児童について、保育料の2分の1を免除する。



■無料化：第3子以降幼稚園・保育所等保育料無料化事業（幼稚園の幼児にも拡大）

保護者等が現に養育している満18歳未満の児童が3人以上いる世帯のうち当該世帯の3人目以降の幼児・児童について、保育料を無料とする。

《保育所保育料の影響額》

（単位：人・千円）

区分		対象人数	収入額	軽減額	県単補助金
無料化		147	0	23,552	9,000
現 行	3歳未満児 1/2	111	10,006	10,006	8,000
	3子以降軽減 対象外児童	36	3,540	0	0
増減		36	▲13,546	13,546	1,000

※H26年度徴収実績（H26年度保育所入所児童）より算定

【今後のスケジュール】

- 雲南市第3子以降保育料軽減事業実施要綱の廃止及び雲南市第3子以降幼稚園・保育所等保育料無料化事業実施要綱の制定
- 保護者周知⇒申請書の受付⇒審査⇒対象者は平成27年4月からの保育料が無料

H26年度保育料軽減の取組状況

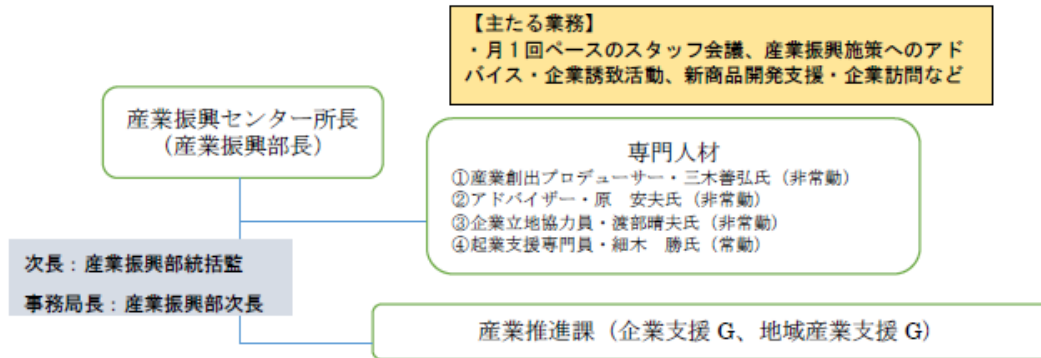
H26.11 青少年家庭課調べ

市町村名	市町村独自の軽減						対象児童、その他の補足
	第1子		第2子		第3子		
	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	
松江市					無料(※)	無料(※)	※小学校6年生以下の児童のうちの3番目以降
浜田市					1/3~1/2	1/3~1/2	18歳未満の児童が3人以上いる世帯 2~4階層は1/3(2/3免除)、5~8階層は1/2。H26年度以降制度を拡充し、3歳以上児も対象。
出雲市					無料	無料	18歳未満の児童が3人以上いる世帯 ※H27年度から1/2軽減へ
益田市					1/2	1/5(※)	※市内在住の中学生以下の児童が3人以上いる世帯で、第3子以降
大田市					無料		18歳未満の児童が3人以上いる世帯の第3子以降3歳未満児 認可外・家庭的保育利用児童にも18歳未満の児童が3人以上いる世帯の第3子以降3歳未満児、同時入所の2子以降軽減適用あり
安来市						無料(※)	※18歳未満の児童が3人以上いる世帯の4・5歳児
江津市					無料		18歳未満の児童が3人以上いる世帯
雲南市					1/2		18歳未満の児童が3人以上いる世帯
奥出雲町		(※3)	1/2~1/4 (※1)	1/2~1/4 (※1) (※3)	無料 (※2)	無料 (※2)	※1 同時入所の第2子は1/4、中学3年生以下で第2子は1/2 ※2 中学3年生以下の児童が3人以上いる世帯のうち3番目以降→無料 ※3 3歳以上児は、上限15,000円
飯南町			1/2	1/2	無料	無料	18歳未満の児童がいる世帯について、第2子は保育料の半額、第3子は全額を助成 (同時入所の第2子は、制度上1/2になった保育料の半額を助成し、実質1/4に)
川本町			無料	無料	無料	無料	18歳未満の児童が2人以上いる世帯
美郷町			一部無料 (※1)	一部無料 (※1)	無料 (※2)	無料 (※2)	※1 同時入所の第2子について、第2.3階層は無料 ※2 18歳未満の児童が3人以上いる世帯は無料
邑南町			無料	無料	無料	無料	
津和野町			1/2	1/2	無料	無料	高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童から数えて、第2子を半額、第3子以降は無料
吉賀町			無料	無料	無料	無料	18歳未満の児童が2人以上いる世帯
海士町					無料	無料	
西ノ島町					2/3~1/3	2/3~1/3	新たに転入して住所を定めた世帯は1力年間 1/2
知夫村					1/2		18歳未満の児童が3人以上いる世帯
隠岐の島町			無料 (※)	無料 (※)	無料か1/2	無料か 月5千円補助	※同時入所の第2子以降は無料

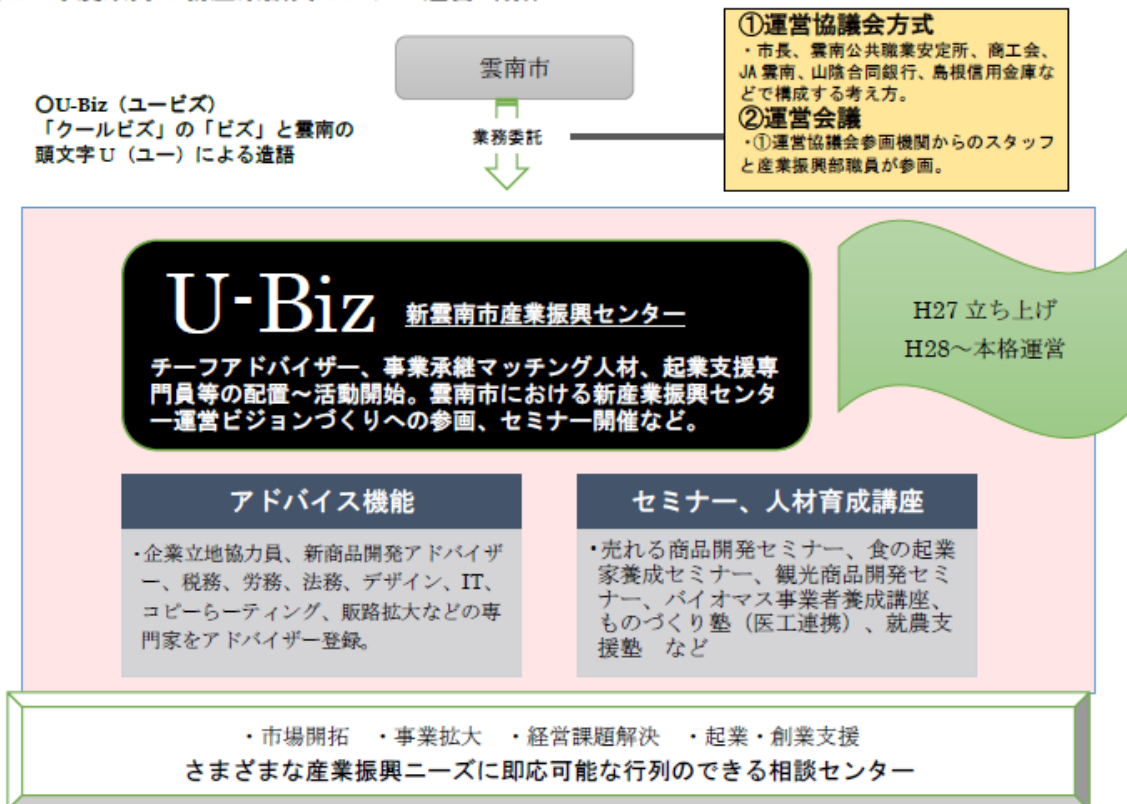
↑ 県補助部分

雲南市産業振興センターの機能強化について

雲南市産業振興センター：H17年度～H26年度まで



平成 27 年度以降の新産業振興センター運営（案）



1. チーフアドバイザー配置について（常勤）

雲南市第2次総合計画に掲げる「人口の社会増」や地方創生実現のためには、雇用創出や経済浮揚実現が不可欠である。このためには、企業との連携強化にもとづく市場開拓、事業拡大、経営課題の解決をはじめ、あらたな起業・創業への導きが欠かせないが、行政職員の力には限界があり、専門的人材（プロの手腕）が必要必須と考える。

また、専門的人材には、次のような能力が必要と考える。

- ①企業の有する設備や特殊技術、人材等により、経営状況、成長力等を総合的に判断できる能力。
- ②技術、経営等に幅広い見識を有し（中小企業診断士等）、関係機関等のコーディネートや自身の経験等を活かした支援を行うことができる能力。
- ③関係者の信頼を得ることができ、誠実でコミュニケーション能力の高い能力。
- ④企業情報、他の産業振興・支援機関の情報等をもとに、広い視点で地域に雇用を創出する戦略的な計画を立案し、実行するためのマネジメント能力を兼ね備えた能力。

2. チーフアドバイザーの雇用条件（給与面）

企業を支援する専門家として、一定額以上の給与が必要である。また、比較条件として、現役の経営者等、第一線で活躍している人物は多額の報酬を得ているケースが多い。

チーフアドバイザーには、新産業振興センター（以下「U-Biz」という。）の要として能力が求められ、首都圏から雲南市に移住するケースを想定し、一定額以上の報酬を準備する必要がある。

*参考：H25 民間給与実態調査（国税庁）

資本金 5,000 万円以上の企業役員平均年収 10,367 千円

資本金 1 億円以上の企業役員平均年収 13,876 千円

資本金 10 億円以上の企業役員平均年収 17,498 千円

3. チーフアドバイザーの役割

- ①雲南市産業振興部（産業推進課）と一体となり、U-Biz における産業振興、産業創出手法の検討、成果や課題の把握。
- ②雲南市産業振興部（産業推進課）において行う U-Biz 運営ビジョン（事業計画）の策定への参画。
- ③雲南市産業振興部（産業推進課）において行う事業承継マッチング人材選考手法の検討におけるアドバイス。また、これらの業務にあわせ、起業支援専門員等と連携し、企業や関係機関等を着任早々から積極的に訪問し、企業ニーズを把握することで、市場開拓、事業拡大、経営課題の解決、あらたな起業・創業を着実に実現させる。
- ④チーフアドバイザーは、首都圏等培われた豊富な人間関係を有することが想定される。これを活かした雲南市が行う企業誘致活動への積極的アドバイス。

4. 事業承継マッチング人材について（常勤）

わが国の「中小企業白書（2006年版）」では、年間29万社の廃業のうち、後継者不在を第一の理由とする廃業が7万社で、これにともなう雇用の喪失は毎年20万～35万人に上ると推定されており、日本経済を支える雇用や技術の喪失の観点から、事業承継問題がクローズアップされ

ている。これは、急速な少子高齢化や事業承継時期の遅れなどが原因とされており、雲南市においても、「雲南市第2次産業振興ビジョン」の策定に向けて平成26年夏に行った事業所アンケートでは、市内事業所の28.6%が「将来的な廃業」、8.8%が「将来的な事業縮小」との回答であった。また、「事業経営にかかる後継人材の確保」という問いには、実に63.6%が「後継人材が確保できていない」との回答であり、とくに小売業、卸売業、サービス業、建設業等の業種において顕著で、抜本的な対策が急務となっている。

また、平成26年度取組み開始の「地域経済振興会議」においても同様の意見が多数寄せられており、雲南市における産業振興の喫緊の課題である。

このような背景から、U-Bizでは、事業をうまく継承していただくためのマッチング専門人材を確保し、雲南市商工会等関係機関と十分に連携しながら、事業承継実現によって本市の地域経済に与える深刻な影響を最小限に抑える考えである。

この「事業継承マッチング人材」には、事業上の人、物、金、知的財産等の承継のために、高度な専門的な知識とされるため、先のチーフアドバイザー確保を先行させ、本市の実態把握や「(仮称)新産業振興センター運営ビジョン」策定に合わせ、時期を見ての公募～確保を行っていききたい。

なお、「事業継承マッチング人材」の雇用条件等については、今後募集要項等の検討により、決定する。

チーフアドバイザー、事業承継マッチング人材の確保は、より有利な人材確保をめざし、日本経済新聞等経済紙やインターネット等を通じた全国公募による人材確保を想定している。年度当初に募集要項等の最終決定を行い、これにより順次確保を実現したい。

5. 起業支援専門員について（常勤）

既配置の「起業支援専門員」は、常勤により年間を通じて企業訪問を行っている。景気や業況は日々刻々と変化しており、企業ニーズを的確にとらえ、即応することが産業振興に欠かせないことから、U-Biz移行後も配置する。

6. 各種アドバイザー登録について（非常勤）

現在の産業振興センター産業創出プロデューサーや、アドバイザー、企業立地協力員には、引き続き、U-Biz顧問、アドバイザー等でその能力を活かしていただく考えであるほか、新規に「税務」「労務」「法務」「新商品開発」「デザイン」「IT」など分野で活躍されている専門家によるアドバイザー登録を依頼し、必要に応じたアドバイスを行う。

*非常勤。アドバイス謝金の支出を想定。

7. セミナー、人材育成講座等について

売れる商品開発セミナー、食の起業家養成セミナー、観光商品開発セミナー、バイオマス事業者養成講座、ものづくり塾（医工連携）、就職相談会など起業、創業、販路拡大、商品開発を支援するセミナー、人材育成講座等を開催する。

8. U-Biz 運営ビジョンについて

U-Biz は、平成 27 年度に立ち上げ、平成 28 年度からの本格運営を検討している。この本格運営のための準備の一環として、「(仮称) 新産業振興センター運営ビジョン」を策定する。

雲南市産業の強みや弱みを把握し、どのようなセンター運営（組織、内容等）を行えば、人口の社会増につながる雇用創出が実現できるのか、基本的な構想を盛り込むもの。年度当初より策定業務に入るとともに、チーフアドバイザー等専門スタッフの配置に伴い、構想づくりへの参画を想定している。

9. U-Biz 運営形態について

現在の産業振興センターは平成 17 年 11 月の設置以降、雲南市直轄（市の付属機関）である。今後は活動の自由性を一定程度確保する観点から、U-Biz は外部機関と想定し、この機関への委託を想定しているが、雲南市産業振興の要のひとつとなることから、雲南市長会長のもと、ハローワーク、商工会、JA 雲南、包括協定締結の金融機関等と連携して運営協議会の立ち上げを検討中。センター運営をはじめ、スタッフ労務管理等の母体であると同時に、定例総会や時期を見た報告会などのほか、毎月行う定例の運営会議を産業振興部産業推進課が事務局となって開催し、厳格な工程管理を行うことを想定している。

■雲南市と U-Biz の役割分担

【雲南市】

項目	内容
U-Biz 新産業振興センター運営管理	第 2 次総合計画に基づく人口の社会増や地域創生の観点から機能強化を図る U-Biz 新雲南市産業振興センターの運営管理を行う。
企業誘致活動	市長トップセールス同行ほか、首都圏、中部圏、関西圏、広島方面等誘致活動
企業立地助成事業	市の企業立地助成制度に基づく助成金の申請受け付け、支払業務等
販路拡大支援補助事業	市単独の販路拡大支援事業。補助申請受付から交付手続き等。
新商品開発支援補助事業	市単独の新商品開発支援事業。補助申請受付から交付手続き等。
企業立地認定審査業務	誘致企業や地場産業による、設備投資や雇用計画について、条例に基づく審査会を開催。立地認定業務を行う。
雲南雇用対策協議会事務局	雲南市、奥出雲町、飯南町で構成する雲南雇用対策協議会の事務局を担い、高卒就職内定者セミナー、中堅社員人材育成セミナー等開催
ものづくり経営革新塾運営	市内製造業従事者に対し、現場改善、業務改善を通じた経営革新塾を提供（補助金確保業務）
企業団地等整備事業	神原企業団地・周辺道路整備、南加茂企業団地内市道改良な

	ど
農商工連携業務	スイーツ、スパイス、たまごなど5つのプロジェクト事務局
無料職業紹介業務	職業安定法に基づく無料でおこなう職業紹介業務
企業間交流事業	企業と企業を結びつけ、ビジネスマッチングや販路拡大をめざす交流の場の創出
包括業務協力協定事業	しまね産業振興財団、山陰合同銀行、JA 雲南、島根信用金庫、イオンとの地場産業振興、企業誘致等協力協定
工場立地法、企業立地促進法等に基づく業務	法に基づく各種届出受付等業務

【U-Biz（新産業振興センター）】

「市場開拓」「事業拡大」「経営課題解決」「起業・創業支援」など、さまざまな産業振興ニーズに即応可能なワンストップ相談窓口、よろず相談拠点であると同時に、チーフアドバイザーや事業承継マッチング人材が持つ見識やネットワークを市の企業誘致活動に最大限活かしていただく。

また、相談に加え、起業・創業、販路開拓等の分野における人材育成を行うとともに、外貨獲得、地域内経済循環、事業承継を実現させる組織・機関である。

*平成 27 年度を立ち上げ期の準備期間とし、平成 28 年度以降の本格運営をめざす。

子育て世帯を支援するための分譲住宅地貸付け 事業及び宅地の購入支援事業について

建設部都市建築課

目的

人口の社会増に向けての取り組みの一環として、市内に定住しようとする子育て世帯に対し、住宅施策面での支援として、平成27年度から次の事業を行う。

○子育て世帯定住宅地貸付け事業

○子育て世帯定住宅地購入支援事業

子育て世帯（事業対象者）

※いずれかに該当すること。年齢は4月1日現在。

- 1) 夫婦の年齢又は夫婦いずれか一方の年齢が40歳未満である世帯（者）
- 2) 年齢が16歳未満（中学生以下）である子どもと同居する世帯（者）

1. 子育て世帯定住宅地貸付け事業

子育て世帯に対し、指定団地内で市が所有する住宅地を25年間貸付けし、貸付け期間満了後、その住宅地を無償で譲渡します。

〔指定団地・宅地〕

- 下熊谷西住宅団地 5区画 月額貸付料 18,000円～30,800円
契約保証金 100万円
- 吉田住宅団地 2区画 月額貸付料 4,200円、6,300円
契約保証金 100万円

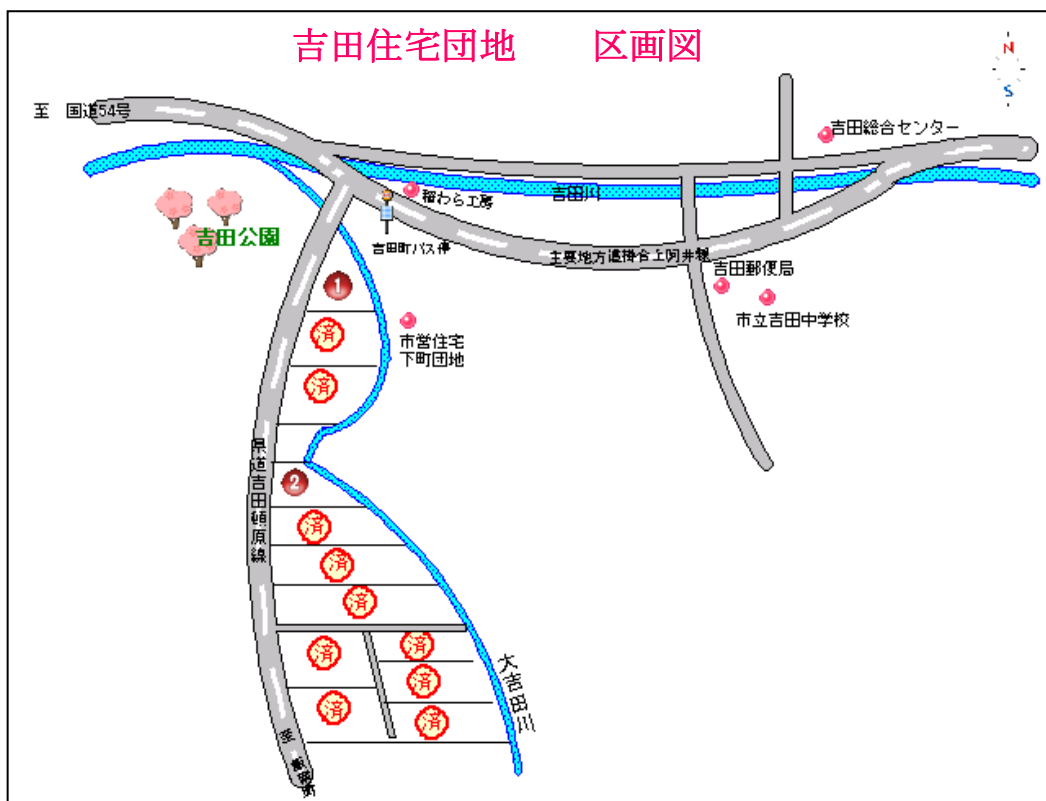
※月額貸付料は、区画ごとに定めます。

団地名	区画 番号	地番	面積 (㎡)	月額貸付料 (円)	契約保証金 (円)	分譲価格 (円)
下熊谷西 住宅団地	6	560番50	375.55	26,000	1,000,000	8,787,000
	7	560番12	375.53	28,600	1,000,000	9,563,000
	8	560番13	376.01	30,000	1,000,000	9,975,000
	23	560番25	375.09	30,800	1,000,000	10,240,000
	24	560番26	247.72	18,000	1,000,000	6,385,000
吉田 住宅団地	1	3315番地16	371.80	6,300	1,000,000	2,862,000
	2	3300番地11	286.27	4,200	1,000,000	2,232,000

〔実施期間〕

平成27年4月1日～平成30年3月31（3年間）

〔団地区画図〕



2. 子育て世帯定住宅地購入支援事業₂

子育て世帯が住宅を取得することを目的として、民間売買によって市内に住宅地を購入する際、その購入費に対し補助金を交付します。

- 住宅を新築するために住宅地を購入する場合
- 中古住宅を住宅地と一緒に購入する場合

[補助対象住宅地]

- 1) 住宅地の購入費が100万円以上であるもの
- 2) 平成27年4月1日以降の売買契約によるもの
- 3) 本人又はその家族が所有し、現に居住している住宅地は対象外
- 4) 市や市土地開発公社、県住宅供給公社が所有する住宅地は対象外

[補助額]

補助率は、10分の1とし、補助上限額は、50万円とします。

[実施条件]

- 1) 住宅の取得は、新築又は購入です。
- 2) 新築の場合は、住宅地を購入した後2年以内に住宅を建築しなければなりません。

[実施期間]

平成27年4月1日～平成30年3月31日（3年間）

定住促進住宅（木次東団地、加茂中団地）の 入居者支援事業について

建設部業務管理課

1. 「人口の社会増」に向けた取り組みについて

「人口の社会増」に向けた5つの重点分野(子育て、教育、雇用、住宅、若者チャレンジ)の住宅分野において、定住促進住宅(木次東団地、加茂中団地)の空き部屋を利用した入居者支援事業に取り組みます。

2. 定住促進住宅(木次東団地、加茂中団地)の入居者支援事業の概要

(1) 家賃の見直し(案)について

① 主な建物概要

木次東団地 鉄筋コンクリート造陸屋根5階建(H3建築) 2棟

加茂中団地 鉄筋コンクリート造陸屋根5階建(H7建築) 2棟

② 住宅の入居状況

定住促進住宅	戸数 3DK	H25.7 入居者数	市管理後 入居者数	市管理後 退去者数	H27.1末 入居者数	H27.1末 空数
木次東団地	60	29	1	5	25	35
加茂中団地	60	44	3	7	40	20
計	120	73	4	12	65	55

③ 空き部屋が増える理由

A 設備の違いと家賃の差額

民間賃貸住宅

2LDK 家賃4.6万程度～6.0万程度

三点給湯、エアコン、温水洗浄便座、浴室乾燥、モニター付インターホン

定住促進住宅

3DK 家賃4.2万程度

バランス釜、蓋なし便座、インターホン(エアコン・瞬間湯沸かし器は個人設置)

B 交通、買い物などの立地条件

木次東団地においては、民間賃貸住宅に比べ立地条件が悪い。

C 設備の修繕・更新

設備の修繕や更新には多大な費用が必要である。

④家賃の見直し(案)

旧雇用促進住宅の家賃(円/月)

定住促進住宅	入居後2年以下	2年超4年以下	4年超
木次東団地	29,400	35,300	41,200
加茂中団地	30,200	36,200	42,300

※家賃の見直し案(円/月)

定住促進住宅	現行	改正(案)	差額
木次東団地	41,200	29,400	▲ 11,800
加茂中団地	42,300	30,200	▲ 12,100

(市内外や单身などの要件なし、現入居者も対象)

(2) 人口増に向けた子育て世帯への支援(案)について

① 木次東・加茂中団地へ市外からの子育て世帯が入居した場合の支援

※ 子ども一人につき5,000円の家賃減額(上限3人)

実施(申請)期間 H27.4.1~H30.3.31(3年)

家賃減額期間 上記期間内で該当した月から3年間

対象者 市外(一年以上居住)から定住促進住宅(木次東・加茂中団地)へ入居する子育て世帯

子育て対象 年齢が16歳未満(中学生以下)である子ども

② 家賃収入比較表(概算)

現行 (千円)

定住促進住宅	H27.1末入居者数	家賃	
		家賃月額	年収入額
木次東団地	25	41.2	12,360
加茂中団地	40	42.3	20,304
計	65		32,664

改正(案)見込

(千円)

定住促進住宅	全入居の場合(戸)	家賃見直し		人口増対策(子ども2人)			改正後年収入見込額
		家賃月額	年収入額	子育て世帯数	月減額	年減額	
木次東団地	60	29.4	21,168	20	10.0	2,400	18,768
加茂中団地	60	30.2	21,744	10	10.0	1,200	20,544
計	120		42,912			3,600	39,312

改正見込額 39,312 - 現行額 32,664 = 6,648千円の増収

子育て世帯に対する固定資産税課税免除制度について

1. 地方税法による現行減額制度(固定資産税減免制度)

※新築住宅に係る固定資産税の減額制度（平成 27 年度までの特例措置（平成 26 年度改正分による延長措置））

- ①一般住宅・・・新築住宅（50～280 ㎡）の 120 ㎡部分について税額 1/2 を減額、適用期間→3 年間（中高層耐火建築住宅については、5 年間）
- ②認定長期優良住宅・・・新築認定長期優良住宅（50～280 ㎡）の 120 ㎡部分について税額 1/2 を減額、適用期間→5 年間（中高層耐火建築住宅については、7 年間）

2. 雲南市新築住宅に対する固定資産税の課税免除制度・改正案

（下線部:改正箇所）

	改正案	現 行
題 名	雲南市新築住宅に対する固定資産税の課税免除に関する条例	雲南市新築住宅に対する固定資産税の課税免除に関する条例
趣 旨	<u>子育て世帯の住まい環境の充実、定住促進及び地域経済の活性化</u>	<u>定住促進と地域経済の活性化</u>
対象要件	新築住宅を取得した者又は不特定多数の購買者に販売することを想定して新築された住宅を取得した者	新築住宅を取得した者又は不特定多数の購買者に販売することを想定して新築された住宅を取得した者
用語の定義	①新築住宅 市内に新たに建築された住宅。 ②購入住宅 不特定多数の購買者に販売することを想定して、市内に新たに建築された住宅。 ③取得 対象住宅（新築住宅又は購入住宅）の引渡しを受けること。 ④所有者 対象住宅を取得した者（共有である場合は、代表の者）。 ⑤基準日 対象住宅を取得した日の属する年の翌年の 1 月 1 日。 ⑥賦課期日 基準日の属する年の翌年の 1 月 1 日から課税免除期間終了年度の 4 月 1 日の属する年の 1 月 1 日までの各年 1 月 1 日。	①新築住宅 市内に新たに建築された住宅。 ②購入住宅 不特定多数の購買者に販売することを想定して、市内に新たに建築された住宅。 ③取得 対象住宅（新築住宅又は購入住宅）の引渡しを受けること。 ④所有者 対象住宅を取得した者（共有である場合は、代表の者）。 ⑤基準日 対象住宅を取得した日の属する年の翌年の 1 月 1 日。 ⑥賦課期日 基準日の属する年の翌年の 1 月 1 日から課税免除期間終了年度の 4 月 1 日の属する年の 1 月 1 日までの各年 1 月 1 日。

	<p>⑦UIターン者 所有者が、基準日の3年前の1月1日の前日において、本市の住基に記録されていない者で、かつ、基準日の3年前の1月1日から基準日の属する年の1月31日までに転入した者。</p> <p>⑧市内事業者等 市内に事務所若しくは事業所を有する法人又は市内に住所を有する個人事業者。</p> <p>⑨子育て世帯</p> <p>(1) <u>取得日に、子ども（取得した日の属する年の4月1日において、年齢が16歳未満の子ども）が住民基本台帳に記録されている世帯。ただし、住民基本台帳に記録されていない場合は、届出書を提出した場合はこの限りでない。</u></p> <p>(2) <u>取得日に、取得した日の属する年の1月1日において、夫婦の年齢又は夫婦いずれか一方の年齢が40歳未満の者が、住民基本台帳に記録されている世帯。ただし、住民基本台帳に記録されていない場合は、届出書を提出した場合はこの限りでない。</u></p> <p>⑩年齢 <u>年齢計算ニ関スル法律の規定による年齢。</u></p> <p>⑪夫婦 <u>婚姻(事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む)している者。</u></p>	<p>⑦UIターン者 所有者が、基準日の3年前の1月1日の前日において、本市の住基に記録されていない者で、かつ、基準日の3年前の1月1日から基準日の属する年の1月31日までに転入した者。</p> <p>⑧市内事業者等 市内に事務所若しくは事業所を有する法人又は市内に住所を有する個人事業者。</p>
<p>免除対象</p>	<p>①地方税法による新築軽減の適用対象住宅（専用住宅・併用住宅）</p> <p>②平成28年1月2日～平成33年1月1日までの間に取得した住宅。</p> <p>③所有者が、基準日及び賦課期日において、住基に記録されていること。住基に記録されていない場合は、届出書を提出した場合はこの限りでない。</p> <p>④所有者に市税等（国民健康保険料を含む）の滞納がないこと。</p> <p>⑤適用を受けようとする住宅が、賃貸住宅または賃貸マンションでないこと</p>	<p>①地方税法による新築軽減の適用対象住宅（専用住宅・併用住宅）</p> <p>②平成26年4月1日～平成29年1月1日までの間に取得した住宅。</p> <p>③所有者が、基準日及び賦課期日において、住基に記録されていること。住基に記録されていない場合は、届出書を提出した場合はこの限りでない。</p> <p>④所有者に市税等（国民健康保険料を含む）の滞納がないこと。</p> <p>⑤適用を受けようとする住宅が、賃貸住宅または賃貸マンションでないこと</p>

免除額	<p>①子育て世帯 対象住宅の 120 m²以下の部分に係る税額のうち、地方税法による新築軽減 (120 m²までの部分の 2 分の 1) を行った残りの部分について課税を免除することができる。新築軽減終了後の課税免除の額は、対象住宅の 120 m²以下の部分に係る税額を全額免除する。</p> <p>②子育て世帯以外 対象住宅の 120 m²以下の部分に係る税額のうち、地方税法による新築軽減 (120 m²までの部分の 2 分の 1) を行った残りの部分について課税を免除することができる。新築軽減終了後の課税免除の額は、対象住宅の 120 m²以下の部分に係る税額のうち、2 分の 1 を乗じた額とする。</p>	<p>_____ 対象住宅の 120 m²以下の部分に係る税額のうち、地方税法による新築軽減 (120 m²までの部分の 2 分の 1) を行った残りの部分について課税を免除することができる。新築軽減終了後の課税免除の額は、対象住宅の 120 m²以下の部分に係る税額のうち、2 分の 1 を乗じた額とする。</p>
免除期間	<p>(1) <u>子育て世帯</u></p> <p>①UI ターン者 7 年度分とする。</p> <p>②UI ターン者以外の者 5 年度分とする。市内事業者等が施工した場合は、7 年度分とする。</p> <p>(2) <u>子育て世帯以外</u></p> <p>①UI ターン者 5 年度分とする。</p> <p>②UI ターン者以外の者 3 年度分とする。市内事業者等が施工した場合は、5 年度分とする。</p> <p>(3) <u>課税免除の始期</u> 地方税法による新築軽減の適用年度から適用する。</p> <p>_____</p> <p>(4) <u>購入住宅の場合は、(1) 又は (2) の免除期間から、新築された日の属する年の翌年の 1 月 1 日から基準日までの経過年分を除いた期間 (新築された日の属する年と購入住宅を取得した日の属する年が、同一年の場合は、(1) 又は (2) の年度分。)</u>とし、基準日の属する年の 4 月 1 日の属する年度から適用する。</p>	<p>_____</p> <p>①UI ターン者 5 年度分とする。</p> <p>②UI ターン者以外の者 3 年度分とする。市内事業者等が施工した場合は、5 年度分とする。</p> <p>③ <u>①及び②の課税免除の始期は、地方税法による新築軽減の適用年度から適用する。</u></p> <p>④ <u>購入住宅の場合は、① 又は② の免除期間から、新築された日の属する年の翌年の 1 月 1 日から基準日までの経過年分を除いた期間 (新築された日の属する年と購入住宅を取得した日の属する年が、同一年の場合は、① 又は② の年度分。)</u>とし、基準日の属する年の 4 月 1 日の属する年度から適用する。</p>

賦課年度	平成 29 年度～平成 39 年度 (平成 29 年度以降分から、改正案制度を適用)	平成 27 年度～平成 29 年度 (平成 27 年度分及び平成 28 年度分は、現行制度を適用)
施行日	平成 28 年 1 月 2 日	平成 26 年 4 月 1 日
失効日	_____	平成 34 年 3 月 31 日

3. 影響額(概算)試算案 [賦課年度別課税免除額等]

賦 課 年 度	課税免除対象・戸数	(内、子育て世帯対象戸数)	課税免除税額・合計	(内、子育て世帯対象免除税額)
平成 27 年度～平成 28 年度	220 戸	—	11,440 千円	—
平成 29 年度～平成 39 年度	3,050 戸	1,800 戸	205,400 千円	140,400 千円
計	3,270 戸	1,800 戸	216,840 千円	140,400 千円
平均免税額/年	—	—	≒ 16,680 千円	≒ 12,700 千円

「若者チャレンジ」の推進に向けた取り組みについて

背景と経過

- H23年度より若手人材を掘り起こす「幸雲南塾（大人版）」に取り組み、塾卒業生60名をはじめ市内外の志ある若者がつながり、地域課題解決に向けた活動が活発化している。
- 塾卒業生を中心に若者の人材育成や地域活動を支援するNPO法人が誕生し、地域自主組織等との調整を図るなど、若者のマイプランの事業化・起業をサポートしている。
- 地域自主組織においては、地域の課題解決に向けた取り組みが行われているが、課題解決のためのスキルをもつ人材を求める地域が増えている。
- 第2次雲南市総合計画において、若者や地域自主組織等による地域課題解決に向けた取り組みを促進するため、重点分野の一つとして「若者チャレンジ」を推進することとしている。

基本的な考え方

課題解決スキルをもつ若者の誘致・育成による「よそ者」と「地の者」の育ち合いをすすめるとともに、若者が地域とともに課題解決にチャレンジしやすい環境づくりに取り組む。

これにより、若者や地域自主組織等による地域課題解決に向けた取り組みを促進し、多様な人材や団体等が課題解決にチャレンジする総働のまちづくりを推進する。さらに、雲南市がチャレンジに優しいまちとなることで、雲南市でチャレンジしたい若者のUIターンを生み出し、人口の社会増を実現する。

《成果目標：H27-H36》

若者による地域課題解決へのチャレンジ数 100件（10年間累計）

取り組み内容

若者チャレンジ推進事業として、以下の3つの事業に取り組む。

(1) 中間支援組織育成・確保事業 [予定事業費 23,000 千円]

※地方創生3月補正予算計上

○ 若者チャレンジを支援するコーディネーターの誘致

- ・課題解決型人材の誘致・育成をすすめ、地域課題解決に向けたマッチングやビジネス展開支援を図る。こうした取り組みを推進するため、多様なネットワークと専門スキルをもつ人材を誘致する。
- ・若者のチャレンジは、地域コミュニティ、産業、保健・医療・福祉など多分野に広がっており、複数配置（3人）による機動的な支援を行う。

○ 課題解決型ビジネスモデルを創出するための実践型インターンシップの実施

- ・都市圏等より課題解決スキルをもつ人材を誘致し、地域等と連携した課題解決型ビジネスモデル創出に向けたチャレンジを支援する。
- ・支援期間は3年以内とし、起業家等による伴走支援を行う。

(2) ノウハウ移転推進事業 [予定事業費 16,200 千円]

- ・若者の課題解決へのチャレンジを事業レベルまで引き上げるための資金調達（ファンドレイジング）や収益事業化（マネタイズ）の仕組みづくりを行うため、都市圏のNPO等と連携し、ノウハウ移転を推進する。

(3) 課題解決型人材育成・確保事業 [予定事業費 8,000 千円]

○ 先輩実践家による伴走型人材育成プログラム（幸雲南塾2015）の実施

- ・5期目となる幸雲南塾（大人版）は、実践家の育成に力を入れ、地域で活躍する先輩実践家が伴走支援し、必要なノウハウやスキルをアドバイスしながら、地域課題解決に挑む人材を育成する。

○ 学び、つながる「定例講座」の開催

- ・塾卒業生の実践報告や地域の未来についてフラットに話し合う学びの場を開催する。運営には塾卒業生が関わり、毎月定例的に開催し、幅広い若者のチャレンジへのきっかけづくり、ネットワークづくりを推進する。